

松原市教育委員会 5月定例会 議事録

1. 日 時 令和5年5月24日（水） 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 8階803会議室

3. 付議事件等

(1) 報 告 第7号 松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について

(2) 議 案 第10号 松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について

第11号 松原市社会教育委員の委嘱及び任命について

第12号 松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

第13号 松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について

第14号 職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について

出席委員 美濃教育長 田中教育長職務代理者 和田教育委員 佐野教育委員
比嘉教育委員 新田教育委員

事務局 岡本教育総務部長 山森学校教育部長 下岸市民協働部長
小玉教育総務部次長兼文化財課長 矢野学校教育部次長
友田市民協働部次長 彦阪教育政策課長 田中教育総務課長
松山教育総務部参事 宮本学校給食課長 北田教育総務部参事
猪俣教職員課長 長尾教育推進課長 矢口地域教育課長
大西教育研修センター長 大宅いきがい学習課長

美濃教育長

教育委員会を開催する前に、あらかじめお願いを申し上げます。

傍聴人の方は、提示しております「傍聴者の皆様へ」の遵守事項に従い、議事進行にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

ただいまの出席委員は5名でございます。私を含めまして定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

(開会宣言 午後3時00分)

これより5月定例教育委員会を開催いたします。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。

委員会会議規則第17条第2項の規定により、田中委員にお願いしたいと思います。

田中委員

はい。

美濃教育長

よろしく申し上げます。

初めに、教育長報告を行います。

お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。

まず初めに4月26日ですが、こども会育成連絡協議会総会が行われました。

翌27日には、泉佐野市内で令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会がございまして出席してまいりました。

続く4月28日ですが、校長研修会、これは大阪大学大学院の志水宏吉(しみずこうきち)先生を講師としてお迎えしまして開催しました。午後に校長会が開催されました。

それから、5月11日には教頭会議、12日には市のPTA協議会総会が開かれましたので、それにも出席してまいりました。

また、5月18、19の日程で第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が北海道の帯広市で開かれました。私も行ってまいりまして、教育行財政部会、それから学校教育部会、生涯学習部会というふうに分かれて情報交換や意見交換をしてまいりました。それぞれ自治体、同じ課題についてもアプローチの仕方がそれぞれ違うなというのもありましたし、やっぱり地域、地域で具体的に抱えている課題にも大分温度差とか状況の違いというのがあるんだなというのがありありと分かりました。

次に5月22日ですが、令和5年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会がアウィーナ大阪で開かれまして、田中委員、新田委員と一緒に出席をしてまいりました。功労者の表彰でありますとか、大阪府教育長

からの講演が行われました。

また5月23日ですが、松原学校給食株式会社連絡会と青少年対策会議の総会が開かれました。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日から2類相当から5類相当へと変更されました。これに伴い、本市におけるどういう対処方針となるのかというところですが、市の職員が感染した場合には、病気休暇の取得でありますとか有給休暇の活用のほか、本人の体調に応じテレワークによる対応となること、また、同居の家族が感染したような場合には、3日間は特別休暇が取得できるということになっております。また、感染対策につきましては、マスクの着用については個人の判断に委ねる、医療機関、高齢者施設への訪問など重症化リスクの高い方が多い場面などは原則マスク着用とし、引き続き手洗い等の手指衛生、職場の換気、窓口対応等における個別の状況に応じたマスク着用となりましたので、報告をさせていただきます。

以上、教育長報告といたします。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、議事に入る前に、小中学校の現在の状況等について事務局から報告をお願いします。

山森学校教育
部長

現在の小中学校の状況ということでございますが、まず、先ほど教育長からも市の状況についてお話がございましたが、コロナにつきましては、全数把握というものはもう一旦終了しておりますので、学校からの報告等は一旦止めておると、こういう状況でございますが、市のほうも同じように、全国的に同じように、マスク等については個人の判断で、する、しないということをお子たちも決めていくと、こういうことになっておりますが、一定、やはりコロナ、インフルエンザ等も全国ではやっております、こういう状況でございますので、換気、手洗いについては今後もきちっと続けていこうと、こういうことで学校とは確認をしております。

教育活動の中身について少し申し上げますと、早いもので、もう新年度明けた、明けたと言うておりましたが、2か月近くたっておりますので、1学期も折り返しを迎えようとしております。家庭訪問であったり、最初の授業参観等であったり、こういうことが全て一通り終わりました、

中学校のほうがいよいよ修学旅行のシーズンをこれから迎えることになります。皮切りとして、明日、5月25日から五中が修学旅行のほうに2泊3日で行くことになっております。ここから6月いっぱいでの残りの6中学校も修学旅行を実施いたしまして、中学校については6月で終了と。小学校につきましては、例年申し上げております全校広島に10月、11月にかけて実施をすると、こういったことをございますので、そういった宿泊行事等も今行われているということをございます。

続きまして、水泳指導が間もなく始まるということをございます。昨年度は小学校が3年ぶりの水泳指導ということをございましたが、今年度も当然全校がきちっと実施をしていって子供たちの泳力をつけていくと、こういうことになってございます。

あと、今現在、市内の小学校3年生が社会科の学習で、庁舎見学と申しまして、全ての小学校の3年生がこの市役所を訪問してくれて、市役所の概要について指導主事から説明をする、もしくは議場に行ったりだとか、様々な市役所の機能、働きについて学ぶということで、連日、訪れてくれているところをございます。あと残り二、三校で全て今年も完了ということで、その案内を指導主事がするんですが、やっぱり子供の前に立つと生き生きといますか、ああ、やっぱりみんな教員やってんなということが思い出されるような、そういうデスクワークとは違った顔を見せるのがとても印象的です。

加えまして、市長のほうも、小学校の子たちが来ると、空いているときは必ず僕も行きますわということに来てくださいます、「何か僕に質問ない」なんてことを言っていたきながら話をしている、こういう状況をございます。引き続き子供たちと共に頑張っていきたいと、このように思っております。

以上です。

美濃教育長

説明が終わりました。

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

和田委員

水泳指導について質問ですが、プールの老朽化で、プールを活用できないというようなことが学校によってはあるかと思いますが、松原市内の状況はどうなっているのか教えていただけませんか。

田中教育総務課長	<p>学校のプールにつきましては、やはり年数はたっていますので、プールのシートとかを更新したりすることで使っていっています。その更新につきましても、プールが始まるまでの期間の中でやってしまって、プールができるだけ止まらないような形でさせていただいております。</p>
和田委員	<p>ありがとうございます。ある市の方とお話ししていたら、使えないので地元のスイミングスクールを借りているというお話聞いたことあったので。また、うちの大学にも羽曳野市の中学校が使いに来ているということがあったので、それでお伺いしました。</p>
美濃教育長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p>
新田委員	<p>すみません。次の会議からでも大丈夫なんですけれども、もう今、感染症の状況の報告というのは多分近々なくなるかと思うんですけれども、いわゆる黙食が終わった後の給食の状況がどんなふうか、いわゆる元どおりというか、コミュニケーションが図られているとかというのはちょっと気になっているところなので、今後そういう状況、どんな感じかというのが、言葉じゃなかなか難しいかもしれませんが、教えていただけたらうれしいなと思います。</p>
山森学校教育部長	<p>承知いたしました。次月、きちっと報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>ほかはどうでしょうか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
美濃教育長	<p>では、ないようですので、これより本日の議事に入ります。 本日の議事は、報告が1件、議案が5件となっております。 なお、報告第7号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について」は、公平かつ適正な教科書選定を行うため静ひつな審議環境の確保等の観点から、秘密会として最後にご審議いただきたいと考えております。いかがでしょうか。</p>

各 委 員	異議なし。
美濃教育長	<p>それでは、報告第7号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について」は、非公開にて審議を行います。</p> <p>続きまして、議案第10号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
猪俣教職員課長	<p>議案第10号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書のほうは4ページ及び5ページとなっております。</p> <p>議案説明資料の17ページ及び18ページを開けていただきます。</p> <p>この松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命についてでございますが、松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、PTA協議会及び松原市校長会の体制変更、市の人事異動に伴い、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。PTA役員の方々から3名、学校長から1名、市職員から1名の計5名をと考えております。</p> <p>なお、任期につきましては、前任者の残任期間ということで、委嘱日から令和6年9月24日までを予定しております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>お願いします。</p>
田中委員	<p>すみません、ちょっと確認なんですけれども、この委員会というんですか、委員で、要は通学区域の変更を行うという委員会なんですよね。</p>
猪俣教職員課長	<p>委員、今ご指摘いただいたような形で、通学区域について審議する審議会でございます。</p>

田中委員	<p>ちなみに、直近で変更になった時期っていつなんですか。一番最近、直近で。</p>
猪俣教職員課長	<p>平成18、19、20年とかの時期に一度、通学区域の変更の議論があったかと思うんですが、すみません、ちょっと正確な年度が今ちょっと出てこなくて。ただ、それぐらいの時期に。</p>
佐野委員	<p>松中のところですよ。</p>
猪俣教職員課長	<p>いえ、松原北小学校。</p>
山森学校教育部長	<p>今お尋ねのご質問なんですけれども、平成18、19、20と松原北小学校の児童数が大変増えた時期がございまして、その校区の線引きにつきまして、ここからは恵我南小学校と、ここからは松原北小学校と、その校区の線引きの変更を行ったのが最終でございまして、</p> <p>以上です。</p>
田中委員	<p>すみません、どうしてこういう質問をしたかという、直近においてそういったマニュアル的なものがあるのか、それがあって変更しますよということが起こらなかったのかどうか、そこをちょっと確認したかった。要は、こういう事態になったら通学区を変更しますよというようなことが、マニュアルいうか、そういったものがあるのかないのか。</p> <p>15年前ぐらいですよ。その間、全く松原市の中で、こういった住宅開発等々の問題において、問題が起こらなかったから今のままでずっと継続していつているのか、いや、多少の問題はあったんだけど、何とか地域を含めて継続しようということだったのか、その辺ちょっと確認しておきたいなと思ったわけでありまして。</p>
矢野学校教育部次長	<p>直近のことについては先ほど部長からもお答えしたようなんですけれども、その後の様子でいうと、各校区の児童数、生徒数に関しては、学校のいわゆる適正な児童数、生徒数を超えるということが起こっていないので、現状のまま推移しているというのが現状でございまして。</p>
佐野委員	<p>ちょっと今、校区の話なので。前回のとき、たまたま委員だったんで、大もめにもめて。それはね、しゃあないですよ、もめるのは。そのつもりで、いわゆる松中で校区に来ているのに、何で七中校区やねんという</p>

話になって大もめになった。それはね、しゃあないと思うんですよ。ただ、僕、気になったのは、委員の構成に地域のPTAの人がいてないというのがすごい不思議やったんです。PTA協議会から何人か出てんねんけど、いわゆる校区の人じゃないんですよ。だから、何というか、ちょっとバランス悪い感じがしています。もうちょっとバランスのいい選出をしたほうが僕はいいんじゃないかと思いました。

以上です。

美濃教育長

ありがとうございます。その辺、線引きの仕方についても今後の宿題というか、課題だと捉えております。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、ほかにご意見ないように見受けられますので、議案第10号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

異議なしと認めます。よって、議案第10号「松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について」は可決されました。

続きまして、議案第11号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

お願いします。

大宅いきがい
学習課長

議案第11号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」でございますが、議案書の7ページをお願いいたします。

新年度において各団体の役員体制が変更されたことに伴い、新たに推薦を受けた委員の委嘱及び任命を行うものです。

なお、任期は令和6年5月31日までとなります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

か。

佐野委員

すみません、社会教育委員会というの、ごめんなさい、分かってないんですけども。

美濃教育長

社会教育委員とはでいいですか。

大宅いきがい
学習課長

社会教育委員というのは、非常に幅広いことを議論していただくんですけども、例えば生涯学習の機会の拡充であったり、市民一人一人が人権を尊重する社会教育の推進とか、あと青少年の健全育成などについてご審議いただくんですけども、具体の例でいきますと、例えば公民館でやっているいろんな講座とか、そういう生涯学習に関するような事業とか、そういう社会教育全般に係る市の施策を議論いただいて、この委員の中には学校関係者であったり、あと学識経験者の方とか、それぞれ専門分野の方が委員になっていただいていますので、その方々の知見による助言いただきながら、松原市の社会教育行政をよりよいものにしていくというための委員会でございます。

美濃教育長

もうちょっと何か具体には。

佐野委員

いや、物すごい広い感じで感じるんですが、言うてみたらもっと細かい、いろんな団体ありますでしょう。その団体とも絡んではるんですか。

大宅いきがい
学習課長

そうですね、この委員の中には、例えば読書のボランティアの関係の団体も入っておられますし、あと松原市の文化財の関係の方も入っておられたり。

佐野委員

それで、資料の中ね、新規の人しか書いてないんですよ。総括ありますか、補足説明。

大宅いきがい
学習課長

すみません、説明のほうの21ページ。

佐野委員

はい、分かりました。

美濃教育長	<p>よろしいですか。 ほかにございますでしょうか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
美濃教育長	<p>ないように見受けられますので、議案第11号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第11号「松原市社会教育委員の委嘱及び任命について」は可決されました。 続きまして、議案第12号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 お願いします。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>議案第12号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」でございますが、こちらも議案書の9ページ及び議案説明書の24ページをお願いいたします。 こちらも新年度において各団体の役員体制が変更されたことに伴い、新たに推薦を受けた委員の委嘱及び任命を行うものです。 なお、任期は令和6年9月30日までとなります。 以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。 ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。 よろしいですか。</p>
田中委員	<p>始まる前にちょっとお話しさせてもらったんですけども、こういった名簿を見ると、継続、継続となっているんですけども、この継続というのは再任という意味で捉えていいわけですね。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>おっしゃるとおりです。継続ということですよ。</p>

田中委員	<p>ということは、皆様方には個別には了解を得ていると、そういう認識でいいんですね。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
美濃教育長	<p>ほか、ございますでしょうか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
美濃教育長	<p>では、ないように見受けられますので、議案第12号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第12号「松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」が可決されました。</p> <p>続きまして、議案第13号「松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
大宅いきがい 学習課長	<p>議案第13号「松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」でございますが、こちらも議案書の11ページ並びに議案説明の27ページをお願いいたします。</p> <p>新年度において各団体の役員体制が変更されたことに伴い、新たに推薦を受けた委員の任命を行うものです。</p> <p>なお、任期は令和6年8月31日までとなります。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
美濃教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>

美濃教育長	<p>それでは、ないように見受けられますので、議案第13号「松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第13号「松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第14号「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>お願いします。</p>
猪俣教職員課長	<p>議案第14号「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について」でございます。</p> <p>議案書のほうは12ページからスタートして、13ページに実際にその指針が、後ろの24ページまでということで、大変ページ数多いんですが続いております。</p> <p>こちらの説明の資料でございますが、議案説明書、一番最後でございます29ページをご覧ください。</p> <p>松原市立学校においては、これまで「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」という3つの指針がありまして、この後、旧指針というふうに呼びますが、これらを定めて総合的なハラスメント防止及び対応に取り組んでまいりました。</p> <p>これらの旧指針なんですけど、それぞれ異なるハラスメントの概念、それから内容を扱ってはいるんですけども、例えばその中身に対する基本の方針であったりとか、相談対応の在り方等につきましては共通するものでございます。ですので、ハラスメント対策への利便性と実効性を高めるため、3つの指針を統合するというところで提案させていただいております。</p> <p>内容につきましては、旧指針のほうで示されておりましたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの概念や内容は引き継ぎつつ、基本方針、それから</p>

相談体制の整備などの旧指針に共通する記述について整理をしました。

それから、大阪府教育委員会において府立学校における指針の一部改正というのが行われておりますので、それに合わせて松原市立学校においても同様の取扱いとするために、不妊治療等に関わるハラスメント防止について明記しました。それから相談窓口について、ハラスメント専門相談（外部相談機関）というのがあるんですが、そちらのほうの記述も追記しております。

以上、よろしく願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。

ただいまの件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

新田委員

中身はこれまであった指針を基本的にはまとめて書いたということで、そんなに大きな何か問題があったり、過不足があるとかいうようなことはないのかなと思います。ただ、唯一、あえて言うなら、2の基本方針のところ、職場におけるハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等ということで等がついていますから、その他ありとあらゆるものを指すということではあるかと思うんですけれども、タイミング的な事由のことでいうたら、いわゆるジェンダーであるとか、それからコロナも明けましたんで、何らかやっぱり職場でのコミュニケーションを取ろうというのが今後一つ大きな課題になって、そうなるといういわゆるアルハラ、アルコール・ハラスメント、こういうようなことというのも具体的には今後起きてくる状況かなと思います。

なので、この指針を学校園に対して発信される際に、この指針自体に追記いただくことはなくても大丈夫だと思うんですけれども、例えばコミュニケーションを取るためのそういったお食事会等々というのは、当然活発に行われるというのも、それは全然いいことだと思いますけれども、アルハラは絶対駄目ですよというようなことを追記に加えて発信すると、そういうようなことがタイミング的には、どうしてもやっぱりはじけてしまうという方もいらっしゃるかもしれないので、追記いただくことで、より示唆していただいたほうがいいんじゃないかなと思いました。

あと、それで考えますと、ちょうど5月ということで様々な方が人事異動されて、管理職に新たになられた方というのも当然いらっしゃるわ

けです。管理職だからハラスメントの加害側になるというわけじゃなくて、被害側になるケースだってあるとは思うんですけども、ただ、基本的にやっぱり割合が多いのはそういったパワーを持ったタイミングでというのがあるかと思うんですけども、こういったハラスメント防止の研修とか、何らか新任の方に対する指導というか、そのあたりどうなっているのかなとちょっと気になったんですけども。

猪俣教職員課
長

最初にご指摘いただいたアルハラであったりとか、多分それ以外にもいろんなハラスメントの状況ってあり得るんです。具体にご指摘もいただきましたので、ぜひその辺のことも、例えば校長先生方にそういったことってあり得ますよねというようなことを注意喚起させてもらいながら、ぜひ職場環境の良好な維持ということに努めたいと思います。

管理職及び恐らく新たな先生方を含めた研修というようなこともご指摘いただきました。

まず、学校現場においては、校長先生方には年間を通して、時を捉えてこういったハラスメント防止についての研修をお願いしますというふうなことはお伝えしていますし、例えばニュース報道とかでそういったものがあつたりとかいうことを捉えて、私のほうから校長先生方に具体の情報を提供させてもらいながら、こういったことってあり得ますよねということで注意喚起させてもらったりというようなことは常々行っているところです。

管理職への研修ということでは、校長会議、教頭会議ということで月1回会議がございますので、そういった場での注意喚起として、職員の先生方にこういうふうにしてくださいということもありますし、校長先生方、教頭先生方にもこういうことに気をつけてくださいということをお伝えしながらということではやっていますけれども、そういったことも含めて今後も継続的に行う必要があるのかなと思っております。

以上です。

新田委員

どうでしょう、今で言うとうどうなんですか。校長先生に対する、新任の校長先生が全て問題があるということじゃないと思うんですけども、新任の校長先生に対して指導するというのって、教育委員会の人って先輩に当たる人とか、本来であればご自身の元上司だったりとかということはないんですか。それでいうと、やっぱりそれをドライに本当に、いやいや、あなた、そこ、そもそも無理でしょうとかという話しできる

んかな。それができないのであれば外部にお願いするとか、そういった実効性を持たせてやらないと、この問題というのは非常に大きな問題なので、やっぱりそういうところで本当に一発アウトもすごく大切なものだと思いますので、ぜひ、なあなあ指導だと全てにおいてよくない結果を招いてしまう可能性ありますので、外部に委託するというようなことも含めて実効性のある対策・指導はあったほうがよろしいかなと思います。

猪俣教職員課長

先ほどご説明させていただいたようなこちらからの注意喚起というのはまた別で、府教育庁のほうでは新任も含めた校長先生方の研修というのは年間を通じて行っておりまして、その中でも特に、これ1学期というのか、春の段階だったと思うんですけれども、新任校長研修ということで、その中ではこういったハラスメント防止についても項目として盛り込んでおるところです。そういったところとも連携しながらということできせていただいているところです。

以上です。

美濃教育長

ほかにございませんでしょうか。

田中委員

すみません、ちょっと質問がうまくまとめられてないんですけれども、もしハラスメントを受けられた被害者は、参考資料24ページだとか22ページにあるように、こういった相談窓口がありますよと、そこに相談してくださいねということなんでしょうか。22ページのこのグラフというのか図を見ると、線があちこちに絡んでいて非常に分かりにくいと思うんですよね。その辺もっと分かりやすくしたほうがいいのかなという気はするんですけれども、まずここに言ってください。例えば先生方であれば、自分の学校で言うのはちょっと嫌だから、この教育委員会でまず言いましょうねとか、何かそういったものをつくったほうが何か受け入れやすいのかなと一瞬思ったんですけれども、いかがでしょうか。

猪俣教職員課長

委員ご指摘のことってすごく根の深いというか、基本的にすごく問題になりそうなことで、実は相談したい方が相談できるところに本当に相談できるのかということが、それを保証できるのかというのは結構ハードルが高い問題なんです。例えば、24ページには相談窓口として4つ示しているところなんですけれども、この4つ見ても、やっぱり私、相談だけへんわって方って出る可能性があるんです。私自身思っているの

は、やはりそういった方々をちょっとでも減らしてあげたい。少なくとも相談窓口はどこですよというのは絶対周知して、どこに相談したらいいのかというのは分かっているという状態まではもっていきたいと思っています。

それから、やはり相談する側の心理として近くで相談しにくいってやっぱりあるので、最初は遠くからということとはよく起こることです。ですので、例えばこの相談窓口でいうと、実は外部相談窓口というのが恐らく一番利用する可能性があるところだと思うんです。例えばそういうところで匿名で相談する。学校名とか言わないんですよ。こんなことで悩んでいます。そこから本当に困ったら、例えば学校名を言ってくれる、名前を言ってくれる。そういったふうになった場合には、例えば外部相談窓口もそうですし、府教育庁もそうですけれども、基本的には市町村教育委員会に連絡もらえることになっています。実はこんなことがあってねと。それを本人が望んでいるならそういうふうに教えてくれるんですけども、本人が、いや、それは言わんといてくれというふうに言うと、それはそこまで行かないんでしょうけれども、そういったところで、実は相談がちゃんとこちらまで下りてくるかどうかというところで、それは非常にハードルの高いことなので、それはそれだけやっぱり悩まれている方の悩まれている状況であったりとか、気持ちとかいうのに寄り添うのが難しいんだなというのが一つ課題としてあるんだと思います。

22ページのフローの線がいっぱいあるというのは、すみません、それも本当にご指摘のとおりなんで言い訳できないんですけども、先ほど申し上げたようにいろんな窓口があるということは理解いただけただけのほうがいいのかなという思いで作っておりますが、これはちょっと今後、課題とさせていただきますと思います。

いずれにしても情報がちゃんと、例えば外部相談窓口でも府教育庁であっても、情報を渡してもらえるようであるならば市の教育委員会のほうに入ってきますし、あとは市の教育委員会のほうで学校と連絡調整しながら、直接、例えば相談者の聞き取りをするのか、学校に任せるのかというような対応も考えながら対応するというようなことになるかと思っています。まず相談いただくことが大事だと思うので、その辺については非常に大事にしたいなと思いますし、校内相談窓口というのを周知してくださいということを校長の責務として今回入れているんですけども、例えば校内で使っているメールとかで打ってもらうというのも可能な形で、恐らくそういった相談も受けられると思うんです。でもやっぱり人間関係ある中なので、ひょっとしたらそういうところはハードルが高い

かもしれませんので、だからまず外からというふうになるのかなというふうには思います。

田中委員

ありがとうございます。もやっとしていることは、多分皆さんももやっとなされているんだろうなということを思うんです。ハラスメント、これ、ちょっと目線を変えますといじめだと思うんです。学校内の子供たちのいじめということにちょっと目を移しますと、今おっしゃられた相談するところがハードルが高いということですよ。ということは、子供たちにとってはもっともっと高いと思うんです。だからこの辺も踏まえて相談、僕いつも思うんですけれども、いじめ、このハラスメントもそうなんですけれども、自分が嫌だなと思ったことは、それは全てハラスメントであり、いじめであると思うんです。それは第三者が見て、ああ、ちょっと遊んでいるんじゃないのと思うんじゃなくて、本人が嫌だと思ったらそれはもうそういうことなので、その辺をどう相談された方が受け止めるかということも大事だろうと思うので、今、ハードルが高いとおっしゃられたんですけれども、その辺を少しでもハードルを低くして、先生方だけではなくて、子供たちにとっても何か相談しやすい、何でも言えるというようなところが1つあったほうがいいのかと、これ、ずっと思っていることなんですけれども、その辺を踏まえてまた今後よろしくお願ひしたいと申します。ありがとうございました。

美濃教育長

ほかは。

和田委員

私のほうは、その相談窓口の関係で、ぜひチラシを作ってほしいなと思っています。例えば駄目なことをちょっと羅列していただいておまえ呼ばわりするのは職場の同僚の中ではパワハラですよ。例えばそのような感じで、ちょっと刺激的かもしれないですが、これってパワハラよ、これってセクハラよという気づきがあるような文言を入れていただいて、こんなことがあったら相談してくださいというチラシがあればと思います。

また、指針という文書だけだと教職員は最後まで読まないと思うので、ぜひ一枚もので、最近文部科学省でも資料を作ったら必ず概要というのを一枚もので作っているの、そんな感じで概要を作っただけならなと思います。

以上です。

佐野委員

ハラスメントの話なんですけれども、結局、こういう窓口があるというのは当然いいことやと思うし、ただ、ここに来て現場のほうに連絡があったときに、その時点で言うてみたらガチガチになっていてしんどい状態になっていると思う。一番大事なのは、こういうことを、ハラスメントの云々言うよりも、学校の管理職の先生らが現場の先生と意思疎通ができてないというのが一番大きいと思う。ここが一番ポイントやと思うんですよ。確かにハラスメントのことをこうやって明文化するのは大事なことやねんけれども、その前の段階でその学校の管理職が学校の先生とうまいことやっていく、もうこれに限りますよ。これできているところは出ないんですよ。そこが僕すごい大事だと思う。

以上です。

矢野学校教育
部次長

おっしゃるとおりやなと思いつながりながら、先ほど田中委員がおっしゃりたいじめの問題とちょっとつないでくださったときに、やっぱりしんどい思いをしている子供たちの、その周りの集団の人権感覚を高めていくことがやっぱりゴールになると思うんですよね。やっぱりそりゃあかんでって、やっぱり言えないと駄目なんだなと本当に思うんですけれども、このハラスメントについても、やっぱり佐野委員おっしゃるみたいにそれで、教職員の中で、えっ、これあかんのんちゃうんという声が上がらない中では相談はやっぱりできないんですよ。やっぱりそういう教職員集団であったり、日常で声かけができる、そういう雰囲気をつくっていくのがやっぱり学校管理職だと思うし、そのための指針だと思うんですよね。そういう啓発であったりアプローチをきちんとして上で、先生おっしゃったみたいに、これはハラスメントですということも分かりやすく示しながら、窓口はここですよ。校内の窓口でいっても、さっきジェンダーの話も出ましたけれども、例えばそのジェンダーの当事者は男性のほうが相談しやすいのか、女性のほうが相談しやすいのか、どちらも相談しにくいのかということも含めてきちんと配慮して3名以上で構成してくださいねというのは、本当はここに書いていたんですよ。ジェンダーに配慮してという言葉もあったけれども、書けば書くほど何か謎みみたいな感じになるので、丁寧にそれは説明しようということから一回置いたという経緯も実はあるんですね。実際、本当にお話を聞かせてもらう中で、教職員集団であったり、教職員がそういう感覚をきちんと高めていくための指針として学校現場には説明をしたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

美濃教育長

ほかはございますか。

新田委員

ちょっと重複してしまっただけなんですけれども、当然、皆さんがおっしゃっていることが、もう本当に、まさにそのとおりだなと思います。そんな中で、最終的に文章量が多過ぎてやっぱり伝わらないよねという中で、この22ページのフロー図なんですけれども、ここに第三者ってあるじゃないですか。この第三者という者こそが、いわゆるお仲間、同僚だったり先輩だったりということですよ。いわゆる内部通報者になるお方だと思うんですけれども、これ第三者という書き方だと多分それ分かんないと思う。だからそれを、当事者はなかなかそういったものでそれを発信するとか相談するというのがしにくかったとしても、それを目撃した同僚の方がこれを放置したら駄目だよなと思ったときに、あなた自身も発信者になれるんですよということがこの第三者という言葉やと思うんですけれども、この書き方じゃやっぱりちょっと分かんないと思いますので、もうちょっとこの図に関しては柔らかく分かりやすく整理した上で、もうちょっと親切にさせていただくべきなのかなと思うんですよ。

それで、この外部機関、ハラスメント専門相談の日本ハラスメント協会さんというのも、ウェブサイトは今見ている感じだと、例えばこの相談員さんも男性、女性とかも多分指定できるというような感じだと思うんですね。それってさっき言っていたようなジェンダーの問題だったりとか、いわゆるセクシュアル・ハラスメントだったときには男性に対して相談をしにくいわけで、当然寄り添うという意味ではそういう選択肢を選べるというのは当然のことだと思うんですけれども、それこそやっぱりチラシに載っていて、そういった相談相手というのも選択できるんだよというようなことがやっぱり相談するためのハードルを下げることになると思いますので、そのあたり、書き過ぎたら情報が、当然冗長になってしまうと思うと思うんですけれども、やっぱり必要な情報やと思いますので、もうちょっと整理してほしいと思います。ありがとうございます。

美濃教育長

ありがとうございました。

ほかはあるでしょうか。

じゃ、私からも1つ、先ほど和田委員が、要するにチラシ作って配ってほしいということをおっしゃっておられたんですけれども、私、前の職場でこういうのがあったんです。机の上に筒状のものを、こんな感じ

のやつを立てて、そこに「これセクハラですよ」とか、「相談窓口ここに」とか、そういうようなのを、1人の机に1個ずつというんじゃなくて、机の島ができていたら島に1個置くみたいな感じで、それで注意喚起を図るとか啓発をするみたいなこともしていた記憶がございます。だから、チラシなどと併せてチラシに書かれているようなことをまたそこに書いて立てておくみたいなのも一つ候補としてはあるのかなということを感じました。感想です。

ほかはよろしいですか。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは、ないように見受けられますので、議案第14号「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について」を可決することにご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

美濃教育長

異議なしと認めます。よって、議案第14号「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について」は可決されました。

それでは、ほかに何か案件として特段のものがありますでしょうか。ないですかね。

各 委 員

なし。

美濃教育長

それでは最後に、報告第7号「松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について」の審議に入りたいと思いますが、これについては、冒頭、秘密会でということが決まりましたので、傍聴人の方、それから関係者以外の方のご退室をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【非公開】

美濃教育長

以上をもちまして本日の議事については全て終了いたしました。

これをもちまして5月定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会宣言 午後4時15分)

署 名 教育長 美濃 亮
委 員 田中 祥之